

給付の種類	請求権の消滅時効の起算日
療養費	療養に要した費用を医療機関等に支払った日の翌日(当該療養を受けた日の翌日)
移送費	移送に要した費用を支払った日の翌日
高額療養費	診療日の翌月の1日 (ただし、診療費の自己負担分を診療月の翌月以降に支払ったときは支払った日の翌日)
傷病手当金	労務不能であった日ごとにその翌日
出産手当金	労務に服さなかった日ごとにその翌日
出産育児一時金	出産日の翌日
埋葬料(費)	死亡日の翌日 (ただし、埋葬費については埋葬を行った日の翌日)